

報道関係者 各位

令和7年3月21日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室
室長 齋藤 豪徳
賃金指導官 伊藤 信也
(電話) 028 (634) 9109

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について

栃木労働局長（川口 秀人）は、令和7年3月21日、栃木県衣服製造業最低工賃について、下記のとおり改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

改正内容は以下のとおりです。

栃木県衣服製造業最低工賃の「最低工賃額」に掲げる表のうち、次の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄を次のとおり改正決定すること。

1 改正する品目（工程、規格）及び金額

品目	工程	規格	金額
男子 背広 既製 上衣 洋服	ボタン付け	小ボタン(4つ穴) 根巻きなし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すそ裏の一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦人・子供 既製 洋服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

2 効力発生の日 令和7年4月21日

栃木県の最低工賃

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和7年4月21日】

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

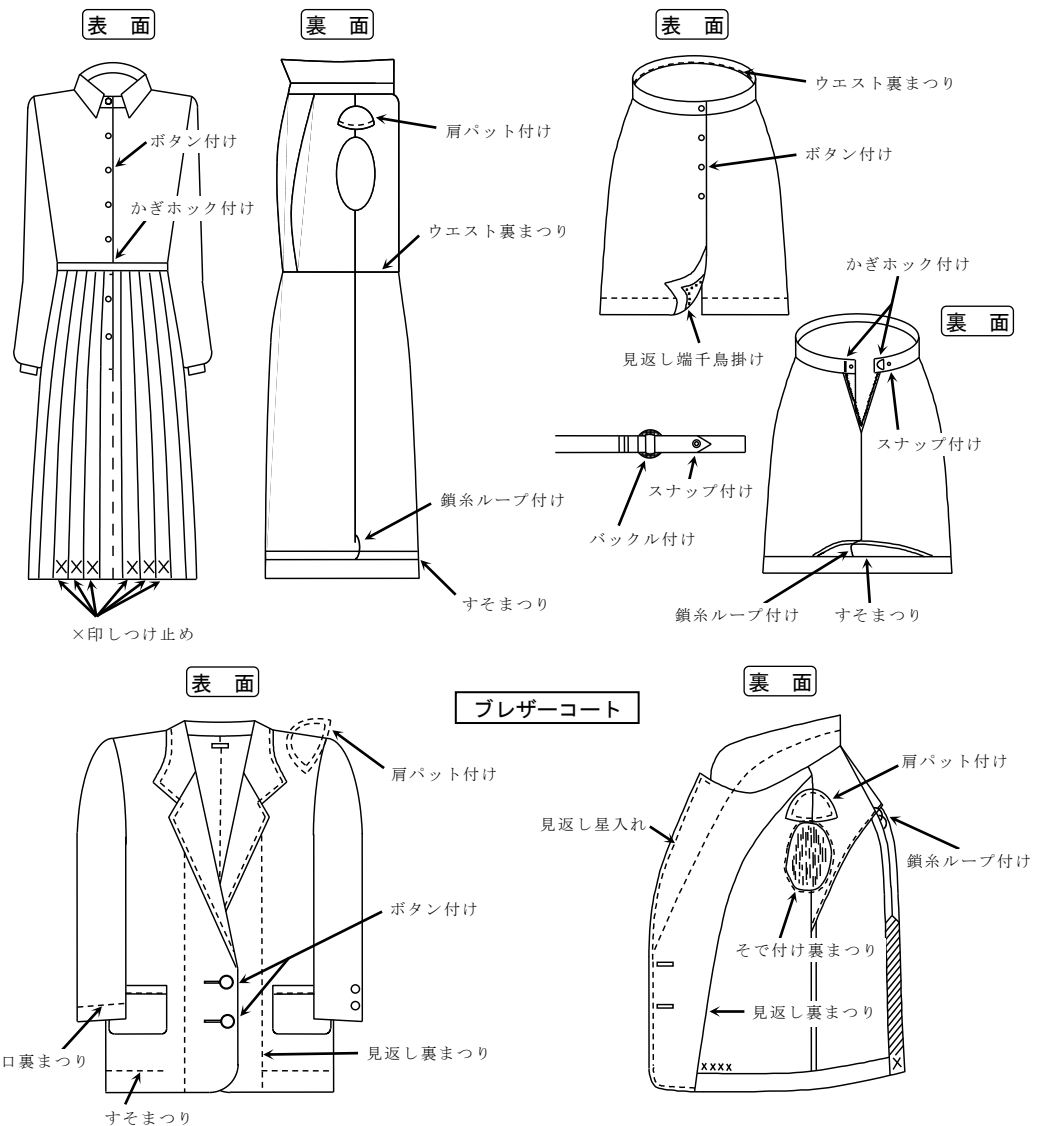
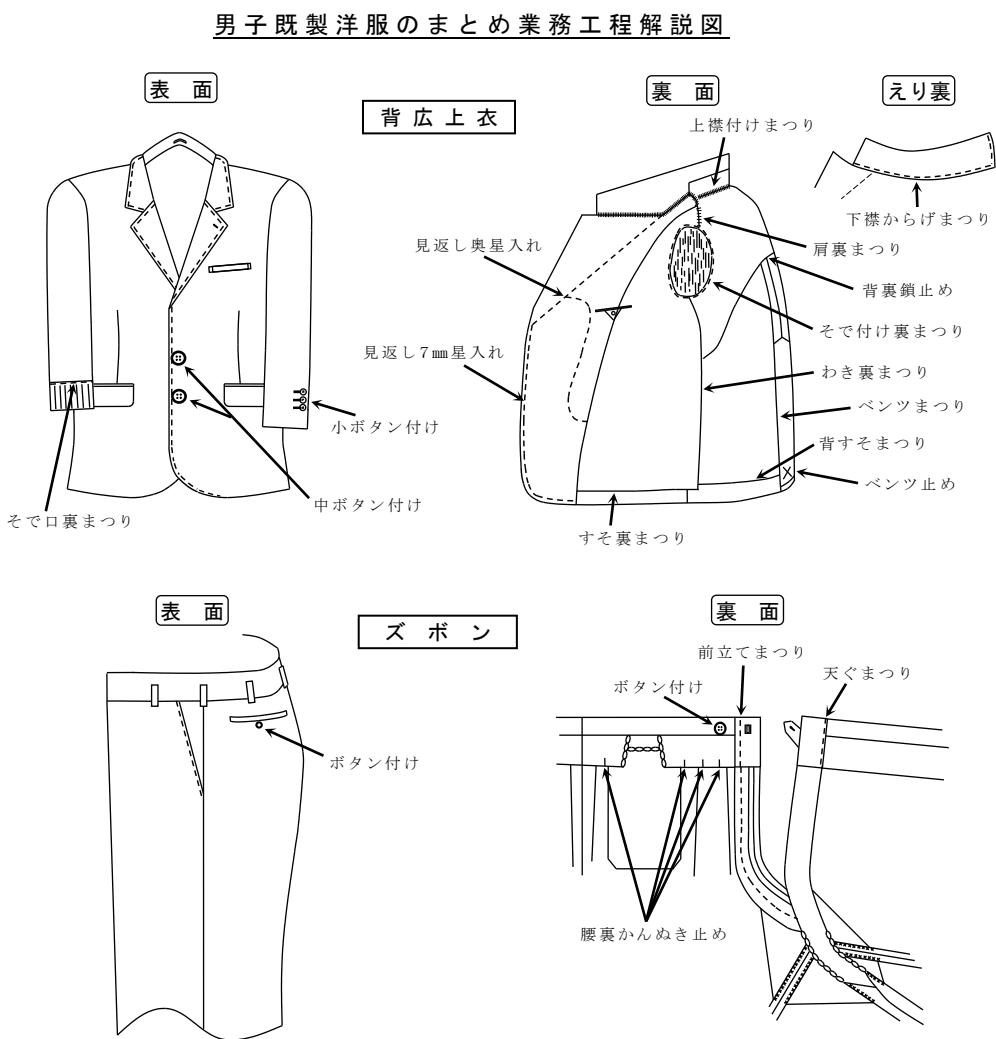
2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の()内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり		1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 48円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり		1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 55円
	パンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
	パンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所
天ぐまつり及び前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
糸くず取り及び仕上げ			1本につき 31円

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 18円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり		10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
			かぎホック付け
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
			20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
	バックル付け		1個につき 16円
	糸くず取り		1着につき 23円

婦人・子供既製洋服のまとめ業務工程解説図



栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

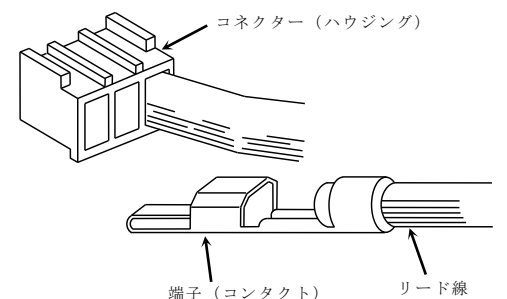
1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭



詳しくは、**栃木労働局 賃金室** TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251
 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766
 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279
 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443

足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273

家内労働法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、もつて家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（定義）

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、浄洗、選別、包装若しくは解体（以下「加工等」という。）を委託すること。

2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について家内労働者に委託をするものをいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

一 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

6 この法律で「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

（工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以

内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。